

令和二年四月十四日受領  
答弁第一六〇号

内閣衆質二〇一第一六〇号

令和二年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員緑川貴士君提出国税庁職員の新任者研修に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緑川貴士君提出国税庁職員の新任者研修に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

税務大学校和光校舎において予定されていた令和二年度の専門官基礎研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、当分の間、自宅等においてオンライン等の方法により実施することとしたところである。

また、御指摘の「和光市長から新任者基礎研修の中止の要請があったと言われている」ことについては、令和二年四月二日に和光市長から、税務大学校副校長に対し、専門官基礎研修の実施について見直すべきではないかとの意見が出されたところである。